

実施方針への質問・回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	2	第1	4	(2)	イ		備品等の調達・設置	民間事業者が設置する備品の所有権は、市に帰属すると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
2	2	第1	4	(4)			運営業務	ア～キ以外の保健所センターの各部門業務(健康いきいき、健やか親子機能)は運営業務に含まれないのでしょうか。	本PFI事業における運営業務の内容については、維持管理・運営要求水準書(案)に示すとおりです。
3	2	第1	4	(4)	キ		レストラン等運営業務	施設内レストランの一日の利用人数はどのくらいを想定していますか？また、その利用者構成比率(施設内関係者・来館者・関連施設利用者・学生・その他一般)も想定できる範囲で教えてください。	市による具体的な想定はありません。また、利用人数については、事業者の提案内容により大きく異なると考えます。
4	2	第1	4	(4)	キ		レストラン等運営業務	レストラン等の提案を検討するにあたり、参考にしたいと存じますので、他の自治体の保健センターに併設されたレストランの事例がありましたら、ご教示願います。	各事業者により調査を行ってください。
5	2	第1	5				事業期間	民間事業者から市への施設引渡予定日、及び開業予定日をご教示願います。	具体的な日付は、選定事業者との協議事項となります。現時点では、施設引渡予定日は平成22年1月下旬、開業予定日は平成22年4月上旬を想定しています。
6	2	第1	5				事業期間	平成22年2月から平成22年3月の期間に発生する施設の水光熱費は、市が負担されると理解してよろしいでしょうか？	維持管理・運営要求水準書(案)に示すとおりです。
7	3	第1	7	(2)			維持管理業務及び運営業務に係る対価	サービス購入費の支払いは年払いですか？月払いですか？	四半期ごとの支払いを想定しています。詳しくは入札公告の際にお示しします。
8	3	第1	7	(3)			レストラン等利用者からの収入	企業や個人からの寄附を受付けて独自収入としてもよろしいですか。	法令に反しないのであれば、寄附の目的、方法その他の事由に照らして適用法令に従って適切に手続きが履践される限りにおいてそのこと自体が禁止されるものではありません。
9	3	第1	7				選定事業者の収入	サービス購入費の支払スケジュールについてのお考えがあればご教示願いたい。また、(1)の対価について、補助金等により事業者に対し一括で支払われる様な収入はございますでしょうか？	前段については、質問No.7を参照してください。後段については、ありません。
10	4	第2	2				募集及び選定スケジュール(予定)	平成19年4月予定の入札説明書等の公表時に基本協定書(案)、事業契約書(案)は公表されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	4	第2	2				募集及び選定スケジュール(予定)	入札説明書等に関する質問受付及び回答が2回予定されておりますが、2回目の質問は、1回目の質問回答に対する再質問も含むという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
12	4	第2	2				募集及び選定スケジュール(予定)	入札公告における要求水準書等の公表の際に、予定価格も公表されるのでしょうか。	予定価格の公表はいたしません。債務負担行為の設定額を入札公告の際にお示しします。

実施方針への質問・回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
13	4	第2	3	(1)			応募者の構成等	構成企業以外の出資者に関して制約条件はありますか？構成企業以外の出資者を届出・公表する必要がありますか？	前段については、現時点では、実施方針にお示した以外の条件は想定していませんが、正式には、入札公告の際にお示しします。 後段については、必要があります。
14	4	第2	3	(1)			応募者の構成等	「本施設の建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）」とありますが、2ページ記載の「建設業務」には「工事監理」が含まれています。建設企業の行う建設業務には「工事監理」は含まれないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、工事監理については、建設企業により実施することはできません。
15	4	第2	3	(1)			応募者の構成等	本項で定義される「設計企業」「工事監理企業」「建設企業」「維持管理企業」及び「運営企業」に該当しない企業は、「応募者」には加わることができないと理解してよろしいでしょうか？	応募者の構成として、各参加資格要件を満たす「設計企業」「工事監理企業」「建設企業」「維持管理企業」及び「運営企業」の全てを含む必要がありますが、これら以外の役割を担う企業については、必要に応じて、各事業者により提案することが可能です。
16	5	第2	3	(1)	ア		応募者の構成等	構成企業は、特別目的会社から直接請負又は受託する業務以外に、他の構成企業が請負又は受託する業務の一部を当該構成企業から下請負又は再委託を受けても構わないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
17	5	第2	3	(1)	イ		応募者の構成等	運営企業は、ホームページ制作等業務の一部を第三者に委託しても構わないと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
18	5	第2	3	(2)			応募者の参加資格要件（共通）	設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業、運営企業に含まれない企業が入札に参加するにあたって、ア～キに示されている以外の用件は必要ないということでご覧いただけますか。	設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業、運営企業の各々に求められる業務に当たる者の参加資格要件を満足する必要はありません。
19	6	第2	3	(3)	ア	(ウ)	設計企業及び工事監理企業	平成9年度以降の設計実績とは、平成9年度より前の設計でも平成9年度以降に竣工してればよろしいですか。	設計業務の完了（契約の履行期限）が平成9年度以降の実績については認められますが、設計業務が平成9年度以前に完了し当該建物の建設工事が平成9年度以降に竣工したものについては認められません。
20	6	第2	3	(3)	ア	(ウ)	設計企業及び工事監理企業	(ウ)の記述は設計企業の参加資格要件であり、工事監理企業には(ウ)の設計実績が無くても業務を実施可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	8	第2	3	(3)	エ	(ア)	運営企業	1年以上の受託・実施実績が求められる「医療事務業務」とは「維持管理・運営要求水準書（案）」のP.28の「表：医療事務業務の業務内容及び官民分担」の全業務を意味すると考えてよろしいでしょうか。また、民間の病院等における実績でもよろしいでしょうか。	前段については、維持管理・運営要求水準書（案）のP28の「表：医療事務業務の業務内容及び官民分担」のうちの、以下の主要業務の実績を求めます。 ・ 医事受付業務 ・ 計算業務 ・ 収納業務 ・ 診療報酬請求業務 後段については、ご理解のとおりです。

実施方針への質問・回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
22	8	第2	3	(3)	工	(ア)	運営企業	「医療事務を受託・実施した実績」とありますが、維持管理・運営要求水準書(案)28ページ記載の業務の一部について、実績を有していればよいと理解してよろしいでしょうか？	質問No.21を参照してください。
23	8	第2	3	(3)	工	(ア)	運営企業	「医療事務業務を受託・実施した実績を1年以上」とありますが、実施実績があれば、契約形態は問われず、請負でも派遣でも構わないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、本施設の利用者の利便性を向上するため、本業務に従事されるSPC職員の頻繁な変更を避ける等の配慮を求めます。
24	8	第2	3	(3)	工	(ア)	運営企業	「医療事務業務を受託・実施した実績を1年以上」とありますが、「1年以上」は、契約期間が1年以上であればよく、休日数は考慮する必要がないものと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 また、同じ発注者から継続して複数の契約を受託し通算の契約期間が1年以上となる場合（6か月の契約を連続して2件受託した場合等）も参加資格要件を満足するものと認めます。
25	8	第2	3	(3)	工	(イ)	運営企業	「有資格者」について、要求水準に明記されたもの以外は、要否の判断は民間事業者任せにされると考えてよろしいでしょうか？	事業者の提案事項です。業務実施に必要な能力・経験を有する適切な人員の配置をお願いいたします。
26	8	第2	3	(3)	工	(ウ)	運営企業	「複数の場合・・・その他の運営企業については(イ)の要件を満たすこと」とありますが、当該その他の企業が当たる業務の実施に、法令等による資格が必要ではない場合は、当該その他の企業は、共通の参加資格要件さえ満たしていれば構わないと考えてよろしいでしょうか？	配置人員の有する資格については、ご理解のとおりですが、業務実施に必要な能力・経験を有する適切な人員の配置をお願いいたします。
27	8	第2	3	(3)	工	(ウ)	運営企業	SPCより別個の運營業務を複数の企業へ直接委託する場合（例：医療事務をA社、レストラン運営をB社へ直接委託する場合など）でも、そのうちの1社が(ア)(イ)の全ての要件を満たすことで足りると考えてよろしいでしょうか。すなわち、「運営企業」各社は、運営JVを組成する必要はなく、各運營業務を別個にSPCと契約することは可能であると考えるよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	9	第3	3				事業の実施状況のモニタリング	事業契約案は、いつの時点で開示されるのでしょうか？ 契約解除やモニタリングにおけるペナルティの条件は、応募グループ組成のための重要事項ですので、今回のご回答を希望いたします。	入札公告の際にお示しします。
29	9	第3	3				事業の実施状況のモニタリング	設計業務及び建設業務に関しても、モニタリング及び改善勧告の結果に応じたサービス購入費の減額措置をお考えでしょうか。	入札公告の際にお示しします。
30	9	第3	3				事業の実施状況のモニタリング	市が実施されるモニタリングの頻度をご教示ください。	選定事業者の提案内容を勘案して具体的なモニタリング内容を決定するため、現時点では具体的な頻度等を決定していません。
31	11	第6	3				不可抗力事由	「一定以上の保険を付保」とありますが、想定されている「一定」の内容をご開示願います。	入札公告の際にお示しします。

実施方針への質問・回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
32	11	第6	3				不可抗力事由	事業の継続性を担保するため、選定事業者が付保する、一定以上の保険とは、具体的にどの様なものを想定されておりますかご教示願います。	入札公告の際にお示しします。
33	12	第8	4				実施方針等に関する質問及び意見	実施方針等に関する質問に対する回答は、入札公告後も入札説明書等と齟齬がない限りは、有効であると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
34	別添1	リスク分担保表					契約締結リスク	「リスク分担保表」の契約締結リスクにおいて、()書きとして「議会の議決が得られない場合」とあります。議会対応は行政のみが行えるもので、市の事由により、選定事業者と契約が結べない場合又は契約手続が遅延した場合と同様に市の負担に変えていただけませんか？	行政権は議会の意思決定に服するものであり、三権分立の制度的制約が及びますので、行政権が議会をコントロールできるものではありません。リスク分担保表のとおりとします。
35	別添1	リスク分担保表					契約締結リスク	「市、選定事業者いずれの責でもない事由により、契約が結べない(議会の議決が得られない場合を含む)場合」は双方責任を負わないものとされていますが、議会の議決が得られない場合は、どんなケースでも双方責任を負わないという意味でしょうか。それとも、議会の議決を得られない場合でもその理由が市又は選定事業者の責であることが明らかな場合は、その責のある方のリスク負担になるという考え方でしょうか。	議会の議決が得られない場合は、双方責任を負わないとしていますが、他の事由に基づくリスク分担の考え方を排除するものではありません。例えば、選定事業者が指名停止等の処分を受けたことを理由として議会の議決が得られなかった場合などは、議会の議決が得られなかったこと自体からは、市はもちろんのこと、選定事業者に対しても責任は原則として生じませんが、その原因となった指名停止等の処分を選定事業者が受けたことについては、当然、そのことを理由とした責任が選定事業者に生ずることとなります。
36	別添1	リスク分担保表					契約締結リスク	「市、選定事業者いずれの責でもない事由により、契約が結べない(議会の議決が得られない場合を含む)又は契約手続が遅延した場合」については「双方責任を負わないものとする。」とされていますが、他方「第三者賠償リスク(社会リスク)」では「選定事業者の事由による賠償以外のリスクは市が負担」となっていることから、契約締結に関する第三者からのクレームに対しては市の方で対処いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	議会の議決が得られない場合は、双方責任を負わないとしていますが、他の事由に基づくリスク分担の考え方を排除するものではありません。社会リスクに含まれるものに関し、選定事業者の事由による賠償以外の第三者賠償については、リスク分担保表のとおり、原則として市がリスクを負担します。
37	別添1	リスク分担保表					契約締結リスク	契約締結リスクの3項目に、議会議決が得られない場合も、市がリスクを負担しない旨の記載がありますが、議会の決定は市の意思とは異なる(市の責めではない)という解釈でしょうか。	本項目は、仮に本PFI事業の契約締結に関する議会の議決が得られない場合のリスク分担について規定したものであり、責任の所在について現時点で何らかの解釈をお示ししたものではありません。
38	別添1	リスク分担保表					法制度・税制度・許認可リスク	事業者負担となります法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するものとしてどのようなものが想定されますでしょうか。	本PFI事業に含まれる業務を実施する企業以外にも広く一般的に影響を及ぼす制度等の新設・変更が該当します。一例として、法人税の変更が挙げられます。

実施方針への質問・回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
39	別添1	リスク分担表					法制度・税制度・許認可リスク	法制度・税制度・許認可リスクで、（本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼすもの）とは具体的にはどの様なことを想定されていますかご教示願います。	一例として、仮に法令変更があり、本事業における医療事務業務を実施するために提案時点では想定されなかった有資格者を新たに配置することが義務化される場合が挙げられます。
40	別添1	リスク分担表					不可抗力リスク	「リスク分担表」の「不可抗力リスク」について、市は（主たる負担者）、民間は（従たる負担者）となっていますが、この違いについて具体的にご教示願います。	リスク分担表末尾の注2)をご参照ください。詳細については、入札公告の際にお示しします。
41	別添1	リスク分担表					不可抗力リスク	「リスク分担表」の注2)について、「原則市の負担とするが、一定の金額・割合等までは選定事業者が負担する」とありますが、「一定の金額・割合等」について具体的にご教示願います。	入札公告の際にお示しします。
42	別添1	リスク分担表					不可抗力リスク	注2)に記述される一定の金額・割合等までとはどの程度の金額・割合を想定されていますかご教示願います。	質問No.41を参照してください。
43	別添1	リスク分担表					不可抗力リスク	不可抗力リスクは、リスク分担表の注2)に一定の金額・割合等までは選定事業者の負担とありますが、この一定とはどれだけの金額・割合でしょうか。具体的にご指示下さい。	質問No.41を参照してください。
44	別添1	リスク分担表					不可抗力リスク	注2)で、「一定の金額・割合等までは選定事業者が負担する」とありますが、一定の金額・割合とは選定事業者が保険等の措置により手当てした分を指すという理解でよろしいでしょうか。（保険等の措置を超える部分の中の一定の金額を負担するという意味ではないと考えて宜しいでしょうか。）	質問No.41を参照してください。
45	別添1	リスク分担表					不可抗力リスク	不可抗力リスクについては、「原則市の負担とするが、一定の金額・割合等までは選定事業者が負担する。」とありますが、選定事業者が負担する「一定の金額・割合」とは具体的にどのようになるのでしょうか。	質問No.41を参照してください。
46	別添1	リスク分担表					物価変動リスク	「リスク分担表」の注4)について、「一定の金額・割合等までは選定事業者が負担する」とありますが、「一定の金額・割合等」について具体的にご教示願います。	入札公告の際にお示しします。
47	別添1	リスク分担表					物価変動リスク	物価変動リスクは、リスク分担表の注4)に一定の金額・割合等までは選定事業者の負担とありますが、この一定とはどれだけの金額・割合でしょうか。具体的にご指示下さい。	質問No.46を参照してください。

実施方針への質問・回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
48	別添1	リスク分担表					物価変動リスク	「維持管理・運営期間中の物価の変動リスク」は、注4)で「一定の金額・割合等までは選定事業者が負担する。」となっていますが、注3)に記載されている金利変動リスクと同様に「原則市の負担とするが、一定の金額・割合等までは選定事業者が負担する。」と解釈してよろしいでしょうか。	質問No.46を参照してください。
49	別添1	リスク分担表					物価変動リスク	注4)に記述される一定の金額・割合等までとはどの程度の金額・割合を想定されていますかご教示願います。	質問No.46を参照してください。
50	別添1	リスク分担表					工事遅延・未完工リスク、工事費増大リスク	「リスク分担表」について、市から指示いただける防空壕等戦争遺物等以外の民間で予見できない障害物発見による工事遅延リスク及び工事費増大リスクは、市側の負担と理解してよろしいでしょうか？	入札公告時に市が提示した資料等により予見不可能な防空壕等の戦争遺物の撤去により増加費用等が発生した場合は市のリスク分担となります。
51	別添1	リスク分担表					用地リスク	防空壕等の戦争遺物の撤去にかかわる費用負担、及び建設工程への影響は市分担リスクと考えますが、よろしいでしょうか。	質問No.50を参照してください。
52	別添1	リスク分担表					設備機器・備品等納品遅延リスク	「リスク分担表」の「設備機器・備品等納品遅延リスク」について、「市が納品する設備、備品等の納品遅延に起因するもの」は、市のご負担と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
53	別添1	リスク分担表					施設瑕疵リスク	瑕疵担保期間について、想定されている期間をご教示願います。	入札公告の際にお示しします。
54	別添1	リスク分担表					施設損傷リスク	三師会の事由による施設損傷リスクは市または第三者、どちらのリスクと考えればよろしいのでしょうか。（設計・建設要求水準書(案)P11に「保健所・保健センターの閉館時間後に研修室及び会議室を三師会等に貸し出すことを計画している」旨の記載があります。）	三師会は第三者となります。
55	別添1	リスク分担表					施設損傷リスク	施設損傷リスクの第三者による事故・火災等注5)に「・・・それ以外の第三者による施設損傷リスクは市のリスク分担とする」とありますが、窓ガラスや外灯照明管球などの損傷が、市民や特定不能な第三者からの故意による場合は、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	入札公告の際にお示しします。
56	別添1	リスク分担表					維持管理費増大リスク	「維持管理費が想定を上回った場合」のリスク分担者として民間に「 」がついておりますが、既に「維持管理コストリスク」の項目において市の指示による場合及びそれ以外の場合、各々について官民分担がなされていると思料いたします。別項目とした理由をご教示下さい。	維持管理費増大リスクについては、選定事業者が提案時に見積った費用と事業実施に際して実際に必要となる費用に差異が生じた場合のリスク分担を規定したものです。
57	別添1	リスク分担表					警備リスク	「リスク分担表」の「警備リスク」は、業務区分から、「運営リスク」ではなく「維持管理リスク」だと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

実施方針への質問・回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
58	別添1	リスク 分担表					警備リスク	「リスク分担表」の「警備リスク」について、「選定事業者の不備によるもの」とありますが、「不備」とは「選定事業者の警備が要求水準を満たさなかったこと」と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
59	別添1	リスク 分担表					運営量増大リスク	「リスク分担表」の「運営量増大リスク」について、「上記以外の要因による業務量及び運営費の増大」が民間の負担となっていますが、「上記以外の要因」の例をご教示願います。	一例として、市の追加の指示等が無いにもかかわらず、選定事業者が提案時に見積った費用と事業実施に際して実際に必要となる費用に差異が生じた場合が挙げられます。
60	別添1	リスク 分担表					運営リスク	インターネット環境の変化（セキュリティ・耐久年数短縮）等、技術革新リスクは、市が負っていただけと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	設計・建設	2	第1	2	(1)			保健所・保健センター	保健所・保健センターの市の組織（部署）と職員数をご開示いただけないでしょうか？	現行の組織体制を以下に示します。なお、平成22年4月以降の体制については若干の変更があり得ます。 保健所：所長（1名）、管理課（11名）、生活衛生課（26名）、保健予防課（32名、うち母子保健センター16名） 健康課：36名 *平成18年4月1日現在
2	設計・建設	2	第1	2	(1)	ウ	(オ)	災害時の機能	災害時の初期救急医療の受入患者数、医療ボランティア、保健医療スタッフ数、及び活動期間の想定をご教示願います。	受入患者数は豊橋市地域防災計画・豊橋市水防計画・資料編（豊橋市図書館・じょうほうひろばで閲覧可能）を参照してください。なお、本施設の他にも市内に応急救護所が22か所あり、本施設では軽症・中等症の受入れを想定しています。 保健医療スタッフ数は保健所・保健センターの医療技術職及び三師会のスタッフの70名程度を想定しています。医療ボランティア数及び活動期間は未定です。
3	設計・建設	2	第1	2	(2)			地域療育センター（仮称）	地域療育センター（仮称）の市の組織（部署）と職員数をご開示いただけないでしょうか？	地域療育センター（仮称）は新たに整備する施設であり、現行の組織はありません。想定されるスタッフの構成は保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備基本計画（豊橋市ホームページで公表済み）を参照してください。40名程度を想定していますが、平成22年4月以降の体制については、若干の変更があり得ます。
4	設計・建設	7	第1	4	(2)	ス		適用基準	グリーン庁舎計画指針及び同解説の適用に関して目標値の設定はありますか。また、評価書は21頁記載の「設計に関する書類」に含まれるのでしょうか。	前段については、現時点で具体的な目標値の設定はありませんが、環境負荷の低減に資する提案をお願いします。 後段については、ご理解のとおりです。
5	設計・建設	7	第1	5	(1)			整備対象施設の位置・敷地条件等	別紙平面図12記載の面積は、敷地周囲（4面）の道路幅による縮小分を除外した数値と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
6	設計・建設	7	第1	5	(1)			整備対象施設の位置・敷地条件等	南東側道路は道路幅6m + 歩道3.5m = 9.5mに拡張すると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
7	設計・建設	7	第1	5	(1)			整備対象施設の位置・敷地条件等	別紙平面図12記載の面積は、PFI事業と三師会敷地の合計で33,980㎡となります。本年3月に発表された基本計画に36,549.72㎡と記載されておりましたが、両者の差は、敷地道路幅による縮小分と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
8	設計・建設	7	第1	5	(1)			整備対象施設の位置・敷地条件等	用途地域・接道条件で「予定」とありますが、「決定」とみなして計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
9	設計・建設	7	第1	5	(1)			整備対象施設の位置・敷地条件等	別紙2の平面図の縮尺、及びソテツの正確な位置についてご教示願います。	追加の資料(CADデータ)を別紙22として公表します。
10	設計・建設	7	第1	5	(1)			整備対象施設の位置・敷地条件等	敷地の実測図はご提供いただけませんでしょうか？	質問No.9を参照してください。
11	設計・建設	8	第1	5	(2)	ア		周辺インフラ	電力は2回線受電可能ですか。	供給に関する条件が整えば可能です。
12	設計・建設	8	第1	5	(2)	イ		地盤等の状況	敷地境界線を確定した測量図、敷地内及び周辺道路の高低差のわかる図面は入札公告時にいただけますか。	質問No.9を参照してください。 なお、現況地盤高を示す図面については、ありませんので、各事業者にて現地をご確認ください。
13	設計・建設	8	第1	5	(2)	ウ		埋蔵物に関する情報	戦争遺物に関するリスク分担は「市」あるいは「民間」のどちらでしょうか	実施方針への質問・回答の質問No.50を参照してください。
14	設計・建設	8	第1	5	(2)	ウ		埋蔵物に関する情報	埋蔵物が建設工事の際に発見された場合の対応措置や工程変更によるコスト負担は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか	質問No.13を参照してください。
15	設計・建設	8	第1	5	(2)	ウ		埋蔵物に関する情報	調査・撤去費用、工程の遅延については、用地リスクと同等と考え、市の負担リスクと考えてよろしいでしょうか。	質問No.13を参照してください。
16	設計・建設	8	第1	5	(2)	ウ		埋蔵物に関する情報	既設建物の撤去の状況を教示ください。また撤去されていない場合、杭・基礎・水槽などについての情報は閲覧させていただけますか。	別紙13で示す“国立豊橋病院配置図”上に記載された各建物は、既に撤去されています。
17	設計・建設	8	第1	5	(2)			敷地の現況	敷地の土壌汚染調査及び対策は、終了していると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
18	設計・建設	8	第1	5	(2)			敷地の現況	現状地盤に対して、土壌汚染などの調査資料がありましたら、閲覧させていただけますか。	入札公告後、既の実施した土壌浄化関係図書を閲覧できるようにする予定です。
19	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	医療ガス設備は必要でしょうか。必要な場合維持管理に関わる業務範囲もお示しください。	必要ありません。なお、別紙5に示すとおり、集団療法室(13)では、市によりデマンド式蘇生器の設置を予定しています。
20	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	「施設全体の延床面積は12,400㎡として、10%までの増減を認める」とありますが、11,160~13,640㎡の間であれば認められるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
21	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「定員・規模」の項目に、諸室に応じて「職員」数が記載されておりますが(例えば、総合受付：職員1)、民間事業者の業務担当者も「職員」として数えられていると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
22	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「定員・規模」以外に、民間事業者が使用するスペース等を設けることは可能でしょうか？可能な場合、民間事業者はこれを無償で利用できると考えてよろしいでしょうか？	要求水準書(案)等の要求事項を満たすことを前提に、各事業者の提案にお任せします。ただし、必要最小限の規模・仕様とすることを求めます。また、使用料については、無償とします。
23	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「保健所・保健センター 母子保健 A-1~12」の主な開催事業の中に「基本健診・肺検診 約1,000人」とありますが、これは成人の健診でしょうか？開催頻度と1回あたりの人数をご教示願います。	成人の健診です。頻度及び人数の実績は以下のとおりです。 ・基本健診(肺検診) 15回/年、70~80人/半日
24	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「保健所・保健センター 母子保健 A-1~16」に「健診フロア階」との記載がありますが、「健診フロア階」は1フロアである必要があるのでしょうか？それとも複数フロアにわたっても構わないのでしょうか？	必ずしも同一フロアであることを要求しませんが、利用者の利便性に配慮した提案を求めます。
25	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「保健所・保健センター 母子健診(プレイルーム)A-11」の施設の仕様に記載の「机、座布団、ブックスタートで使用する絵本、玩具など」は別紙5 備品一覧表に記載がありませんが、市が整備すると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
26	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「保健所・保健センター 診察・処置室 C-1」に「他のエリアの利用者の出入りのない場所」との記載がありますが、当該室の利用者は、総合受付を通過して訪れるものと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
27	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「保健所・保健センター 診察・処置室C-1及びレントゲン撮影室C-4」について「休日、夜間に健診ができる設備にすること」との記載がありますが、維持管理・運営要求水準書(案)3ページ記載の開館時間以外に当該室が利用されるのでしょうか？される場合、利用時間と頻度、並びに利用者の動線についてご教示願います。	結核の接触者健診を実施する予定です。なお、平成18年4月から12月の実績では、平日時間外の午後6時から午後7時30分(健診終了時間)に14回、土曜日午後2時30分から午後6時30分(同)に1回実施しております。 また、利用者の動線は、各事業者の提案内容によりますが、保健所・保健センターの休日夜間用入口から、当該諸室へ行くこととなると想定されます。
28	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「保健所・保健センター レントゲン撮影室 C-4」について「地域療育センター(仮称)のX線撮影検査を行う」とありますが、これは療育センター利用者が当該室まで移動して検査を受けると理解してよろしいでしょうか？当該検査の実施回数、受診者数、頻度の想定をご教示願います。	前段については、小児整形外科の受診者が移動して検査を受けます。 後段については、週1回、1日20名程度を想定しています。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
29	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「保健所・保健センター レントゲン撮影室C-4」について主な開催事業として「学校健診」とありますが、この頻度及び受診者数をご教示願います。	例年、6月末に4日間実施しています。平成18年度は、延べ258人が受診しました。
30	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「保健所・保健センター 試験検査棟 C-12~20、23~27」の各室について、利用頻度と利用時間をご教示願います。	保健所の開館時間内において職員が随時利用します。ただし、食中毒や感染症発生時には、検査のため休日等も利用することがあります。
31	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「保健所・保健センター フリーオープンスペース D-1」について、「ボランティアグループ交流の場」との記載がありますが、当該スペースにはボランティアの方が常駐されるのでしょうか？	常駐ではありませんが、ボランティアの方が頻繁に交流する場（集まる拠点）として使う予定です。
32	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「保健所・保健センター 事務室 F-1」について、F-1 は「入口の近くに配置する」ことから1階に、F-4 は、「上層階に配置」することから2階以上に配置すればよいと理解してよろしいでしょうか？	左記質問のと通りの配置は可能です。
33	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「保健所・保健センター 会議室 F-6」について、主な開催事業に「1階各種健診会場」とありますが、当該健診は、「母子保健 A-1~12」で行われる「基本健診・肺検診」とは異なるものでしょうか？	会議室（F-6）は、基本健診・肺検診ではなく、胃がん・子宮がん・乳がん検診に使用します。したがって、当室内では、検診をお待ちの方と検診中の方がおられ、検診中の方については、他人より隔離できるようパーティション等を設置することとなります。 なお、左記でご指摘の別紙3に記載した“1階各種健診会場”は誤記であり、削除することとします。
34	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「保健所・保健センター レストラン F-8」について、「職員及び三師会職員・学生等への飲食物の提供」とありますが、三師会関連施設には食堂等は設けられず、学生等に対する給食はないものと理解してよろしいでしょうか？	医師会施設には職員食堂（厨房施設はなく、各職員が持参する食事等を取る場所）が設置される予定です。学生は午前から授業がある週2日は全員が外部から弁当を注文し、教室で食事をする予定です。 また、歯科衛生士専門学校の学生は弁当、持ち込みなど各自が自由に食事を取ることが想定されます。
35	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の「保健所・保健センター レストラン」について、「職員及び三師会職員・学生等への飲食物の提供」とありますが、それぞれの人数をご教示願います。	職員は、保健所・保健センター・地域療育センター（仮称）が170名程度、医師会が100名程度、歯科医師会が10名程度、薬剤師会は若干名です。また、学生は准看護学校が160名程度、歯科衛生士専門学校が120名程度です。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
36	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票のF-9～11(宿直室・更衣室・休養室)は、民間事業者の業務担当者も利用できるものと理解してよろしいでしょうか？	別紙3の宿直室(控室)(F-9)の施設の概要にある“宿日直業務”は“時間外電話等対応業務”の間違いです。(したがって、宿直室(控室)(F-9)には、選定事業者の当業務担当の職員が常駐する部屋となります。)また、更衣室(F-10)は、選定事業者の運営業務担当職員の利用は可能と考えます。休養室(F-11)は、選定事業者の職員の利用は可能と考えます。なお、これらの部屋の利用規則等の詳細は市が選定事業者と協議し決定する予定です。
37	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	車庫棟 F-16について、別紙3諸室整理票には小型車7台分の駐車場とありますが、ここに駐車される公用車の利用目的をご教示願います。	動物愛護用2台をはじめとする普通乗用車等を想定しています。 要求水準書(案)に記載した小型車7台は誤記です。正しくは、小型乗用車のみではなく、普通乗用車も含めて7台となります。
38	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の地域療育センター(仮称)の「保育室～J-1」について、外来グループ療育は、何時から何時まで行われるのでしょうか？	開催時間については未定ですが、現在本市で実施している外来グループ療育は、午前9時30分から午前11時45分まで行っています。
39	設計・建設	9	第2	2	(2)			設計要件	別紙3諸室整理票の地域療育センター(仮称)の「保育室～J-1」について、保育室は、「芝生スペースに直接出入りできなくても構わない」と理解すればよろしいでしょうか？それとも、「直接出入りできてはならない」のでしょうか？	保育室(J-1)については、直接出入りできなくても構いません。
40	設計・建設	9	第2	2	(2)	ア		対象施設と施設規模	各諸室の面積は必ず「諸室整理表」に記す面積以上でなければいけませんか。	追加の資料を別紙23として公表します。
41	設計・建設	9	第2	2	(2)	ア		対象施設と施設規模	「諸室整理票に記す面積以上」とありますが、性能機能等を満たせば「以下」でもよろしいでしょうか。	質問No.40を参照してください。
42	設計・建設	9	第2	2	(2)	ア		対象施設と施設規模	保健所・保健センターは3000㎡以上の場合でも特定建築物に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	特定建築物には該当しないと想定していますが、提案内容によっては、用途に該当する総面積が規定以上となり特定建築物に該当する場合もあり得ますので、各事業者により適法な対応をお願いいたします。
43	設計・建設	10	第2	2	(2)	イ	(イ)	建物配置計画及びアプローチ計画	将来の増築(概ね500㎡)とありますが、基本的なプラン(形状)等は公募時に提示されると理解してよろしいでしょうか。	今後、法改正、試験検査技術の進歩あるいは内容の拡張等により新規機種を導入等試験検査機能の充実強化を図る必要性が生じてくる可能性を考慮した増築分であり、現在具体的プランを有しているわけではないため提示できません。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
44	設計・建設	10	第2	2	(2)	イ	(イ)	建物配置計画及びアプローチ計画	将来の増築等(概ね500m ²)はどのような内容を考えてみますか。	質問No.43を参照してください。
45	設計・建設	10	第2	2	(2)	イ	(イ)	建築配置計画及びアプローチ計画	「試験検査棟は将来の増築等を配慮し」とありますが、他の施設について増築の可能性はないと理解してよろしいでしょうか?	ご理解の前提で提案を作成してください。
46	設計・建設	10	第2	2	(2)	イ	(イ)	建築配置計画及びアプローチ計画	「試験検査棟は将来の増築等を配慮し」とありますが、増築された場合、駐車場及び駐輪場の収容台数や芝生広場の面積に変更はありますでしょうか。ある場合は、数値をご提示願います。	試験検査棟の増築によって、場合により駐車場等の面積の減少等が生じることは許容されますが、これらの影響を可能な限り抑えるように、試験検査棟の位置については計画してください。
47	設計・建設	10	第2	2	(2)	イ	(エ)	建築配置計画及びアプローチ計画	「ソテツを現状の場所で保全することを念頭に建物配置計画を立案すること」とありますが、敷地内の他の場所への移植は認められないのでしょうか。	ソテツの移設については枯死のリスクが大きいと考えており、認められません。
48	設計・建設	10	第2	2	(2)	イ	(オ)	建物配置計画及びアプローチ計画	利用者のメインアプローチは、整備対象地の南西側とするとありますが、保健所、療育センターの双方とも、南西からの出入口と考えてよろしいでしょうか。または1箇所まとめて設けるのでしょうか。	メインアプローチ(出入口)は、南西側の都市計画道路からとってください。その他の出入口については、各事業者の提案事項となります。
49	設計・建設	10	第2	2	(2)	イ	(オ)	建築配置計画及びアプローチ計画	「利用者のメインアプローチは、整備対象地の南西側とする」とありますが、敷地へのアプローチの位置及び数については、民間の提案に任せると理解してよろしいでしょうか?	質問No.48を参照してください。
50	設計・建設	10	第2	2	(2)	イ	(オ)	建物配置計画及びアプローチ計画	南西側のメインアプローチについて、その他の制約条件はありますでしょうか?	メインアプローチは、入車口、出車口とも一車線としてください。また、交差点付近には出入り口を設置できません。
51	設計・建設	10	第2	2	(2)	イ	(ク)	建築配置計画及びアプローチ計画	「三師会との連携(動線の確保)に配慮」とありますが、三師会敷地との境界には、フェンス等の設置が必要でしょうか?必要な場合、その費用は、三師会も負担されるのでしょうか?	フェンスの設置は想定していません。詳しくは入札公告の際にお示しします。
52	設計・建設	10	第2	2	(2)	イ	(ク)	建築配置計画及びアプローチ計画	三師会施設について、敷地外(道路)からの三師会各施設のアプローチの位置について、ご教示願います。	追加の資料を別紙24として公表します。
53	設計・建設	10	第2	2	(2)	イ	(ク)	建築配置計画及びアプローチ計画	三師会施設について、本施設と三師会各施設との通路の位置(取り付け箇所)について、ご教示願います。また、通路の仕様(屋根の要否等)についてご教示願います。	質問No.52を参照してください。また、通路の仕様は提案にお任せしますが、屋根は要求していません。
54	設計・建設	10	第2	2	(2)	イ	(ク)	建築配置計画及びアプローチ計画	三師会施設と敷地は分離されているものとみてよろしいでしょうか。建築基準法上の敷地境界線は発生するのでしょうか。(日影・斜線制限等)	別敷地です。また、敷地境界線が発生します。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
55	設計・建設	11	第2	2	(2)	工	(工)	諸室配置計画・動線計画	「調理実習室、講堂並びに保健所・保健センターの研修室、会議室は、保健所・保健センターの閉館時間後に三師会等に貸し出すことを計画」とありますが、三師会の想定使用頻度、時間、及び使用目的をお差し支えない範囲で開示いただけないでしょうか？	研修室、会議室は、各種会議用として平日の月数回午後11時程度までを想定しています。調理実習室、講堂は、講習会用として平日の昼間に年数回想定しています。
56	設計・建設	11	第2	2	(2)	工	(キ)	諸室配置計画・動線計画	「…利用者が車で近くまでアプローチし、雨に濡れずに建物内に入ることができる…」とありますが、どのような大きさの車への対応をお求めでしょうか？	普通車及びマイクロバスへの対応を要求するもので、健診等の大型バスへの対応を要求するものではありません。
57	設計・建設	11	第2	2	(2)	工		諸室配置計画・動線計画	会議室など三師会等に貸し出した場合の維持管理体制はどのようにお考えでしょうか。	維持管理・運営要求水準書(案)の警備業務及び時間外電話等対応業務の記載内容を参照してください。
58	設計・建設	12	第2	2	(2)	オ		屋上計画	第2-2-(2)-シ-(ア)-dにおいて、便器仕様で中水利用が前提となっていますが、雨水再利用を必須と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)第2-2-(2)-シ-(イ)-dを参照してください。
59	設計・建設	12	第2	2	(2)	ク	(イ)	構造仕様	「合築とする場合… 類、… A類とすること」とありますが、保健所・保健センターと地域療育センター(仮称)を合築し、試験検査棟や車庫棟は別棟とする場合、試験検査棟や車庫棟は、 類及びB類であっても構わないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
60	設計・建設	12	第2	2	(2)	ケ	(ア)	設備仕様	設備仕様にて夏季、冬季の相対湿度が示されていますが、基準値を維持することはかなり困難と思います。維持管理するうえでの目標値との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、施設の利用に支障が生じない室内環境の維持を要求します。
61	設計・建設	13	第2	2	(2)	ケ	(イ)	設備仕様	「合築とする場合…甲類とすること」とありますが、保健所・保健センターと地域療育センター(仮称)を合築し、試験検査棟や車庫棟は別棟とする場合、試験検査棟や車庫棟は、乙類であっても構わないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
62	設計・建設	13	第2	2	(2)	ケ	(ウ)	設備仕様	(ウ)の後段に、災害時にも機能する必要があるように設備を設計する記載がありますが、多重化システムとする等の仕様の提示は公募時にされると理解してよろしいでしょうか。また、災害時に設備システムが機能しなかった場合は事業者の債務不履行となるのでしょうか(当該リスクを事業者負担としないスキーム構築を希望します。)	前段については、入札公告の際にお示しします。後段については、不可抗力リスクについて、入札公告の際にお示しします。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
63	設計・建設	13	第2	2	(2)	ケ	(ウ)	設備仕様	「災害時には休日夜間急病診療所は初期救急医療拠点として機能する必要がある。」とありますが、何日間機能する必要があるのでしょうか？	災害救助法施行細則に準じて災害発生時より14日を目安としています。
64	設計・建設	13	第2	2	(2)	ケ	(エ)	設備仕様	センター別に計量を行わず、一体と考えてよろしいでしょうか。	保健所・保健センター、休日夜間急病診療所、地域療育センター(仮称)、レストランの4区分で計量できることを要求します。
65	設計・建設	13	第2	2	(2)	ケ		設備仕様	医療ガスについての記載がありませんが、医療ガスは利用されないのでしょうか？利用される場合、配管等の設備は必要でしょうか？	質問No.19を参照してください。
66	設計・建設	13	第2	2	(2)	ケ		設備仕様	医療ガスについての記載がありませんが、医療ガスは利用されないのでしょうか？利用される場合、当該ガスの費用は市が負担されると理解してよろしいでしょうか？	質問No.19を参照してください。
67	設計・建設	14	第2	2	(2)	コ	(カ)	電気設備	「必要回線数」は公募時に提示されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	設計・建設	14	第2	2	(2)	コ	(カ)	電気設備	「一定時間」は公募時に提示されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	設計・建設	15	第2	2	(2)	コ	(セ)	電気設備	「光ファイバー敷設」は引き込み点等含め詳細条件は公募時に提示されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	設計・建設	15	第2	2	(2)	コ	(ソ)	電気設備	「光ファイバー敷設」は引き込み点等含め詳細条件は公募時に提示されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	設計・建設	15	第2	2	(2)	コ	(タ)	電気設備	「C電子カルテの導入に対応可能な設計」とありますが、市が導入される診療報酬システムの概要は開示されるのでしょうか？開示されない場合は、「対応可能な」について具体的内容をご教示願います。	当システムについては、平成21年度に開発予定であり、後段については、入札公告の際にお示しします。
72	設計・建設	17	第2	2	(2)	シ	(ウ)	衛生設備等	雨水排水の土地利用は三師会の用地も含めて計画することになると思われませんが、その場合の三師会の流出係数はどのように考えたらよろしいでしょうか。	三師会の用地を除いた用地(本PFI事業の整備対象地のみ)について、提示した流出係数を満たしてください。
73	設計・建設	17	第2	2	(2)	シ		衛生設備等	保健所・保健センターの検査用ガスの費用は、市の負担でしょうか。	ご理解のとおりです。
74	設計・建設	17	第2	2	(2)	シ		衛生設備等	医療ガスのセントラル供給は必要ないでしょうか。必要な場合、医療ガス費用は市の負担でしょうか。	必要ありません。
75	設計・建設	17	第2	2	(2)	シ		衛生設備等	蒸気の供給が必要な医療機器はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
76	設計・建設	17	第2	2	(2)	シ		衛生設備等	医療ガスの項目がありませんが、ボンベ等による救急カート対応と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	設計・建設	18	第2	2	(2)	ス		レストラン等運営のための施設	「近隣住民も気軽に利用できる」とありますが、レストラン利用を目的とした来館者は駐車場を無償で利用できると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
78	設計・建設	18	第2	2	(2)	ス	(ア)	レストランのコンセプト	「・・・に努めること」と記載された項目については、基本的に努力義務であると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 要求水準書(案)に示したコンセプト等に合致する提案をお願いします。
79	設計・建設	18	第2	2	(2)	ス	(ア)	レストランのコンセプト	「コンセプトに合致するサービス」とありますが、メニュー構成・価格設定等は、基本的に民間事業者の提案に任されるものであって、具体的なお指示はないと理解してよろしいでしょうか？	維持管理・運営要求水準書(案)のレストラン等運営業務の項を参照してください。
80	設計・建設	18	第2	2	(2)	ス	(ア)	レストランのコンセプト	レストラン内のサービス形態について、フルサービス・セルフサービス・ハーフセルフ、どのサービス形態でも可能でしょうか？	ご理解のとおりです。
81	設計・建設	19	第2	2	(2)	ス	(ア)	レストランのコンセプト	「重症心身障害児(者)ショートステイ事業のための昼食を提供」とありますが、ショートステイの想定利用頻度、時期をご教示願います。	開館日の火～土曜日に最大2名/日であり、土曜日及び夏休みにおいて利用が増えるものと想定しています。
82	設計・建設	19	第2	2	(2)	ス	(ア)	レストランのコンセプト	「重症心身障害児(者)ショートステイ事業のための昼食を提供」について、「事前予約」とありますが、昼食の費用についてはその都度実費精算していただくと考えてよろしいでしょうか？	事前に市と選定事業者の間で提供する食事内容に基づいた費用(毎食定額とする予定です)を協議し、実際の提供食数に応じ、月末締め翌月払いで支払いを行うことを想定しています。詳細については、入札公告の際にお示しします。
83	設計・建設	19	第2	2	(2)	ス	(ア)	レストランのコンセプト	「重症心身障害児(者)ショートステイ事業のための昼食を提供」について「キザミ食などを提供」とありますが、利用者の方によっては、医師の診断に基づく指示があるなど、召し上げられる食事の内容が異なると思料いたします。従って、事前予約の際に、食事の内容及び価格が提示され、提供時に現金で支払われるものと考えてよろしいでしょうか？	食事内容は提示します。なお、支払いについては質問No.82を参照してください。
84	設計・建設	19	第2	2	(2)	ス	(ア)	レストランのコンセプト	重症心身障害児(者)のショートステイ事業のための昼食の事前予約は、提供する日の何日前までに予約が完了するものと考えればよろしいでしょうか。	現時点では具体的な日数は提示できませんが、業務を実施するために必要となる合理的な日数の事前予約を行います。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
85	設計・建設	19	第2	2	(2)	ス	(ア)	レストランのコンセプト	「重症心身障害児(者)ショートステイ事業のための昼食を提供」については、お部屋までの運搬及び介助等は市の職員の方でご対応いただけると考えてよろしいでしょうか？	地域療育センター（仮称）内へ選定事業者が運搬していただくことを要求します。なお、介助については市の職員が対応します。
86	設計・建設	19	第2	2	(2)	ス	(イ)	要求規模等の概要	「『第2-2-(2)-ア』に示した以上の床面積の変動を認める」とは、具体的にどのような意味でしょうか。ご教示ください。	レストラン等運営のための施設の合計床面積は、上限300㎡とし、その10%減（270㎡）以下の面積での提案も可能であるという意味です。
87	設計・建設	19	第2	2	(2)	ス	(イ)	要求規模等の概要	「『第2-2-(2)-ア』に示した以上の床面積の変動を認める」とありますが、要求水準を満たすことを前提として、面積は270㎡以下でも構わず、その下限はないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
88	設計・建設	19	第2	2	(2)	ス	(イ)	要求規模等の概要	レストラン等の規模を上限300㎡程度と設定された理由をご教示いただけないでしょうか？	施設の特徴、立地条件、民間事業者のリスク負担等を勘案し設定した数値となります。
89	設計・建設	19	第2	2	(2)	ス	(イ)	要求規模等の概要	レストランの規模として客席数の要求水準はないのでしょうか？	ご理解のとおりです。
90	設計・建設	19	第2	2	(2)	ス	(イ)	要求規模等の概要	レストラン、自動販売機コーナー、物販コーナーの設置場所については、必ずしも一箇所にまとめて配置する必要はないと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、散在による利用者の利便性の低下が生じないよう配慮した配置をご提案ください。
91	設計・建設	19	第2	2	(2)	ス	(ウ)	施設整備費の負担	レストランの内装等（機器、備品を含む）は選定事業者の費用負担で整備することとなっていますが、事業終了時には、上記内装等を民間の負担で撤去するのでしょうか？それとも、市による上記内装等の買取りを想定しておられるのでしょうか？	原則として、選定事業者の費用負担により撤去することを想定しています。詳細については、入札公告の際にお示しします。
92	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(ア)	駐車場及び駐輪場	三師会の職員や学生が本施設の駐車場及び駐輪場を利用することはないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(ア)	駐車場及び駐輪場	駐車場は、一般利用者用、地域療育センター（仮称）用、業務用を3箇所に分けて設ける必要があるのでしょうか？1箇所の駐車場を3つのエリアに区分することは可能でしょうか？	前段については、地域療育センター（仮称）用の駐車場に配慮し、利便性が満たされれば分ける必要はありません。後段については、可能です。
94	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(ア)	駐車場及び駐輪場	「業務用165台程度」とありますが、当該駐車場を利用されるのは市の職員のみと理解してよろしいでしょうか？それとも、外部の利用も含まれるのでしょうか？その場合、どのような方が利用されるのでしょうか？	主な利用は公用車及び市の職員ですが、公務による来客者（講師等）や業者を含みます。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
95	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(ア)	駐車場及び駐輪場	駐車料金は徴収されないと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
96	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(ア)	駐車場及び駐輪場	駐車場には夜間の管理等のため、ゲートを設置してもよろしいでしょうか？	休日夜間急病診療所の利用者が円滑に本施設へ出入りすることが可能であれば、ゲートの設置は可能です。
97	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(ウ)	緑化計画	「ソテツは、歴史の経過により貴重な樹木であるとともに、移植することができない」とありますが、移植できない理由をご教示願います。	質問No.47を参照してください。
98	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(ウ)	緑化計画	「ソテツは、歴史の経過により貴重な樹木であるとともに、移植することができない」とありますが、由緒や記念物指定等があるのでしょうか？貴重とされる理由をご教示願います。	とよはしの巨木・名木100選には選定されていませんが、ソテツの大きさや樹齢等からそれに準じた樹木との位置付けです。
99	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(ウ)	緑化計画	2000㎡の芝生広場については、一般開放とし、外部から市民が自由に入ることのできる公園と考えてよろしいでしょうか。	原則として本施設の利用者のための広場と考えております。
100	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(エ)	その他	ヘリコプター発着場の用途はどのようになるのでしょうか。面積以外に制約がないでしょうか。また、関係機関との打合せが必要ですか。	ヘリコプターの緊急時離発着のスペースです。なお、要求水準書(案)に示す面積で、ヘリコプターの緊急時離発着に障害となる物のない平坦地を建設する以外の制約はありません。また、関係機関との打合せの必要性はありません。
101	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(エ)	その他	「芝生広場の一部をヘリコプターの緊急時離発着のスペースとして確保」とありますが、航空法79条但書による「飛行場外離着陸場」とされるのでしょうか？	航空法79条但書に該当するものではありません。したがって、飛行場外離着陸場ではなく、緊急離着陸場の位置付けとなります。
102	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(エ)	その他	「芝生広場の一部をヘリコプターの緊急時離発着のスペースとして確保」とありますが、航空法79条但書による「飛行場外離着陸場」とされる場合は、「一般の飛行場外離着陸場」でしょうか？それとも「防災対応離着陸場」でしょうか？	質問No.101を参照してください。
103	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(エ)	その他	「芝生広場の一部をヘリコプターの緊急時離発着のスペースとして確保」とありますが、事前調査や申請は、市(運航者)が行うものであり、これに要する費用も市が負担されるものと理解してよろしいでしょうか？	事前調査や申請は不要であり、それに係る費用の発生はないものと考えています。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
104	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(工)	その他	「芝生広場の一部をヘリコプターの緊急時離発着のスペースとして確保」とありますが、許可に関するリスクは、申請の当事者となる市(運航者)が負われると理解してよろしいでしょうか？	許可に関するリスクはないものと考えています。
105	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(工)	その他	「芝生広場の一部をヘリコプターの緊急時離発着のスペースとして確保」とありますが、離発着するヘリコプターの機種をご教示願います。	愛知県の防災ヘリコプター等を想定しています。
106	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(工)	その他	「ヘリコプターの緊急時離発着のスペース」の使用目的をご教示ください。	ヘリコプターの緊急時離発着のスペースです。
107	設計・建設	19	第2	2	(2)	セ	(工)	その他	「ヘリコプターの緊急時離発着のスペース」の種別は航空法79条但書による「場外離着陸場」でしょうか。その場合「防災対応離着陸場」でしょうか？	質問No.101を参照してください。
108	設計・建設	20	第2	2	(2)	ソ	(イ)	什器、備品	別紙5 備品一覧表のうち市で配置する備品は、既存建物からの搬出、搬入据付、試験調整に関わる費用は全て市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	設計・建設	20	第2	2	(2)	ソ	(イ)	什器、備品	別紙5 備品一覧表で消費電力の記載が無いものがあります。ある程度規模の消費電力が必要なものについてその消費電力をお示し願います。	別紙4のコンセントの欄を参照してください。なお、ある程度の規模の消費電力が必要な個別の備品については、入札公告の際にお示しします。
110	設計・建設	20	第2	2	(2)	ソ	(イ)(ウ)	什器、備品	別紙5 備品一覧表のものの一部及び、選定事業者が使用するものにつきましてリースでの調達は可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	選定事業者が設置する備品の所有権は施設引渡時に市に移転するため、リースでの調達は不可とします。
111	設計・建設	20	第2	2	(2)	ソ	(イ)	什器・備品	「別紙5備品一覧表」記載の備品で、民間事業者が調達する備品は、リースによる調達も可能と考えてよろしいでしょうか？可能な場合は、所有権の考え方をご教示願います。	質問No.110を参照してください。
112	設計・建設	20	第2	2	(2)	ソ	(イ)	什器・備品	「別紙4設備一覧表」の「その他」の項目において、3諸室について「外部から見えるようにする」との記載がありますが、「外部」とは「建物内の部屋の外」という意味でしょうか？それとも「建物の外」という意味でしょうか？	「建物内の部屋の外」という意味です。
113	設計・建設	20	第2	2	(2)	ソ	(イ)	什器・備品	「別紙5備品一覧表」に「備品の仕様については、下表と異なる規格であっても機能及び性能が市の要求する水準を満たすと判断されるものであれば、提案による変更も可能」とされておりますが、「要求水準を満たすと判断」される基準をご提示願います。	具体的な判断基準については、備品個々により異なると考えており、具体の備品と変更する備品の仕様・規格を提示していただかない限り困難と考えます。入札公告後の質問・回答の際に、必要な場合は、再度、質問をお願いいたします。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
114	設計・建設	20	第2	2	(2)	ソ	(イ)	什器・備品	「別紙5備品一覧表」に「最終的に購入する備品は、提案された費用に影響の出ない範囲で、選定事業者と市が協議のうえ決定する。」とありますが、備品の調達・設置費用及び備品等の保守・管理費用の両費用に「影響が出ない範囲」とであると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
115	設計・建設	20	第2	2	(2)	ソ	(イ)	什器・備品	「別紙5備品一覧表」に「市は・・・応募者提案時の備品の技術的な水準又は価格水準が大幅に変化した場合には、応募者提案の価格を超えない範囲で、決定時に購入できる技術的に最も高い水準のものを、購入すべき備品とする」とありますが、備品の調達・設置費用及び備品等の保守・管理費用の両費用が「応募者提案の価格を超えない範囲」とであると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
116	設計・建設	20	第2	2	(2)	ソ	(イ)	什器・備品	「別紙5備品一覧表」の「備考(カタログ)」欄の一部に「ダルトン」社との記載がありますが、同社は、特定の応募グループに構成企業又は協力企業として参加されないと理解してよろしいでしょうか？	市は、個別企業の本事業への参加意向等の有無について情報を有していません。また、備品の仕様については、別紙5と異なる規格であっても機能及び性能が市の要求する水準を満たすと判断されるものであれば、提案による変更も可能です。
117	設計・建設	21	第2	4	(3)	オ		設計業務についての留意事項	「関係共益会社」とは、どのような会社を指すのでしょうか。	電気、ガス、電話の供給会社等を指しています。
118	設計・建設	24	第3	4	(3)	ア	(ウ)	近隣調整・準備調査等	「平成20年4月以降に敷地外周の仮囲いの設置及び草刈を行い整備対象地の管理を行うこと」とありますが、平成20年3月までは、市で管理いただけると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
119	設計・建設	24	第3	4	(3)	ア	(ウ)	近隣調整・準備調査等	「平成20年4月以降に敷地外周の仮囲いの設置及び草刈を行い整備対象地の管理を行うこと」とありますが、平成20年4月の時点で、市と民間事業者間で敷地の使用貸借契約を締結し、敷地が民間事業者に引き渡されるという理解でよろしいでしょうか？	敷地の使用貸借契約の詳細については、入札公告の際にお示しします。
120	設計・建設	27	第3	4	(5)	エ		登記	事業者は施設の原始取得者となりますが保存登記等は行わないものと理解しております。本項に記載されている費用の負担につき、具体的な内容を提示願います。	選定事業者が負担する費用は、表示登記のための諸費用(人件費等)等が考えられます。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
121	設計・建設	27	第3	4	(5)	工		登記	登記について、市と民間事業者のどちらが表示登記を行うのでしょうか？また、市は、保存登記を予定されているのでしょうか？登記に要する費用の分担についてご教示願います。	表示登記については、選定事業者が実施することとします。 保存登記については、行わない予定です。 あわせて質問No.120を参照してください。
122	設計・建設	別紙3					A-14	調理実習室・調理準備室	施設の仕様内「教室名が・・・プレートをつける・・・」とは室名札のことでしょうか。また「母子のスペースに隣接・・・」とは母子健診のエリアに隣接するという意味でしょうか。	前段については、当欄で述べているプレートとは、室名ではなく教室名（実施中の教室の名称。例えば、離乳食の作り方講習会等。）の提示のためのものです。 後段については、母子健診のエリアに隣接させてください。
123	設計・建設	別紙3					F-1	事務室	保健所・保健センターの事務室は、2室と考えてよろしいでしょうか。その場合の面積の振り分けありましたら、指示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、定員数により按分する等の適切な設定をしてください。
124	設計・建設	別紙12						平面図	敷地の高低差、真北等を調査した敷地測量図はいつ受領できるでしょうか。	質問No.9及び12を参照してください。
125	維持管理・運営	2	第1	3				業務期間	引渡日（22年2月）と供用開始日（22年4月）の想定日はいつになりますでしょうか。	具体的な日付は、選定事業者との協議事項となります。現時点では、施設引渡予定日は平成22年1月下旬、開業予定日は平成22年4月上旬を想定しています。
126	維持管理・運営	3	第1	5	(1)			開館日時	休日夜間急病診療所の運営（医療事務）についてはどこにも記載されていないが、どのように考えておられるのかお知らせください	本PFI事業の事業範囲外となります。 なお、（社）豊橋市医師会を指定管理者に指定する予定です。
127	維持管理・運営	3	第1	5	(1)			開館日時	休日等歯科診療所の運営（医療事務）についてはどこにも記載されていないが、どのように考えておられるのかお知らせください	本PFI事業の事業範囲外となります。 なお、（社）豊橋市歯科医師会が運営し、市はその運営の補助及び諸室の提供を行います。
128	維持管理・運営	3	第1	5	(1)			開館日時	診療受付時間は、午前は何時から何時・午後は何時から何時まででしょうか。	地域療育センター（仮称）の診療受付時間は、表中の「職員の勤務時間」の欄に示した時間内を予定しています。
129	維持管理・運営	3	第1	5	(2)			その他の留意点	「会議室の貸出等」とありますが、貸し出す会議室の使用目的、使用頻度、貸し出し対象をご教示ください。使用者は限定されているのでしょうか？また、料金を徴収する場合、市職員が徴収されるのでしょうか？	施設の利用目的に合った貸し出しであり、三師会や関連団体が対象となりますが、使用頻度は未定です。 また、料金徴収は公金収納業務の一部となりますので、要求水準書（案）の総合受付案内等業務の項を参照してください。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
130	維持管理・運営	3	第1	5	(2)			その他の留意点	会議室等について、事業者は19ページ記載の時間外の鍵の受け渡し及び記録作成を行うのみで、会議室の貸出に関わる業務は業務対象外との理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
131	維持管理・運営	3	第1	5	(2)			その他の留意点	「開館時間外においても・・・」とありますが、開館時間外に行われる開催事業及びその開催頻度をご教示願います。	現時点での想定及び実績等を以下に示します。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病健診：10回/年程度 ・教室等保健指導：8回/月程度 ・ボランティアの方々の打合せ等：夜間、2～3回/月 ・休日イベント 歯の健康フェスティバル：1回/年 ・休日・夜間エイズ即日検査：休日2回程度/年、夜間2回程度/年 ・食中毒及び感染症に関する緊急対応：30日/年程度 (検査業務への従事を含む。) 突発的な事務である感染症、食中毒、有症苦情、不良食品等の事件発生時には土日夜間を問わず対応します。 ・消化器系難病患者・家族の集い：土曜日、1回/年 ・膠原系難病患者・家族の集い：土曜日、1回/年 ・結核健康相談：随時 平成18年4月から12月は15回開催 ・結核の定期外健診の対象者説明会：平成18年4月から12月は1回開催 ・精神障害者への緊急対応：休日・夜間に随時 職員が事務室へ出入りします。 平成16年度10回、平成17年度12回 平成18年4月から12月は10回 ・パパママ教室：休日、6回/年
132	維持管理・運営	3	第1	5	(2)			その他の留意点	休日等を含む開館時間外において、会議室や講堂等、貸し出される諸室はありますか？その場合は、諸室名及び貸し出す曜日・時間をご提示願います。	質問No.55及び131を参照してください。
133	維持管理・運営	5	第2	1	(2)	ウ	(ウ)	業務担当者	維持管理業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う「業務責任者」は、要求水準を満たすことを前提として、他の業務責任者を兼務することも可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
134	維持管理・運営	5	第2	1	(2)	ウ	(ウ)	業務担当者	「維持管理業務総括責任者」は、16ページ記載の「運営業務総括責任者」と兼務しても構わないと理解してよろしいでしょうか？	要求水準を満たすことを前提として、ご理解のとおりです。
135	維持管理・運営	5	第2	1	(2)	ウ	(ウ)	業務担当者	「維持管理総括責任者」については、要求水準を満たすことを前提として、常駐・非常駐の判断は、民間事業者任せと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
136	維持管理・運営	5	第2	1	(2)	ウ	(カ)	不可抗力への対応	「その際に発生した費用については、その都度、選定事業者と市が協議し決定する」とありますが、別添1「リスク分担表」注2)に記載の「原則市の負担とするが、一定の金額・割合等までは選定事業者が負担する」が前提であると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
137	維持管理・運営	5	第2	1	(2)	ウ	(キ)	維持管理業務に関する費用の負担	光熱水費は市の負担となっていますが（レストランを除く）、その範囲はどこまででしょうか。電気、ガス、水道、下水道、燃料油（A重油、灯油等）まで、あるいは通信費、ゴミ処分費も入るでしょうか。	入札公告の際にお示しします。
138	維持管理・運営	5	第2	1	(2)	ウ	(キ)	維持管理業務に関する費用の負担	光熱水費については市が実費を支払う（提案額からの変動リスクは市負担）との理解でよろしいでしょうか。	各事業者からの提案額（市から選定事業者を支払うサービス購入費）に光熱水費は含まない予定です。
139	維持管理・運営	5	第2	1	(2)	ウ	(ク)	その他	選定事業者は、出資者及び協力企業以外の者に本施設の維持管理の業務を委託してはならない、とありますが、構成企業から清掃・警備・植栽・メーカー保守等を委託する場合、提案時にあらかじめ再委託先として記載する必要がありますでしょうか。選定後、市の承諾にて可能との理解でよろしいでしょうか。	入札公告の際にお示しします。
140	維持管理・運営	5	第2	1	(2)	ウ	(ク)	その他	「出資者及び協力企業以外の者に本施設の維持管理業務を委託してはならない」とありますが、出資者とは構成企業であると理解してよろしいでしょうか？	ここに記載した“出資者”は“構成企業”の誤記です。
141	維持管理・運営	5	第2	1	(2)	ウ	(ク)	その他	「出資者及び協力企業以外の者に本施設の維持管理業務を委託してはならない」とありますが、業務の一部を構成企業又は協力企業から第三者に再委託することは可能だと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
142	維持管理・運営	9	第2	4	(2)			業務の対象範囲	「備品等保守管理業務の対象となる備品の範囲は、選定事業者が調達した備品とする」とありますから、市の調達した備品については一切の保守管理業務は不要と考えてよろしいでしょうか。	備品等保守管理業務の対象としては、ご理解のとおりです。
143	維持管理・運営	9	第2	4	(3)	ア		要求水準	「経年により性能及び機能が低下し修繕不能となった備品についての更新は本事業の対象外とする。」とありますが、更新の是非は市が判断されると理解してよろしいでしょうか？	選定事業者と協議の上、市が判断します。
144	維持管理・運営	9	第2	4	(3)	ア		要求水準	「経年により性能低下及び機能が低下し修繕不能となった備品についての更新は本事業の対象外とする」とありますから事業者の調達した備品、市の調達した備品その双方すべてについて更新は市の負担で行うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	維持管理・運営	9	第2	4	(3)	ア		要求水準	修繕不能となった備品の更新については、市が買い替えるものと考えてよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
146	維持管理・運営	9	第2	4	(3)	ア		要求水準	備品リストの中に水質生物検査室とP3試験室に「バイオガード対策用キャネット」がありますが、薫蒸滅菌作業を行う必要があるかと思われますが、作業間隔を判断するために使用頻度がどの程度か教えて頂けますでしょうか。	作業頻度については、100検体/年、1検体/1時間を予定しています。
147	維持管理・運営	10	第2	6	(2)			業務の対象範囲	試験検査棟のP3試験室等、細菌等を扱う特殊な設備の諸室の室内清掃は、民間事業者の業務対象外と理解してよろしいでしょうか？	P3試験室(C-18)の清掃は、市により行います。その他の全ての室の清掃は、本PFI事業の業務範囲となります。
148	維持管理・運営	10	第2	6	(4)	ア	(キ)	要求水準	日常清掃については、各施設の閉館時間外に行うこと、とありますが、全てを時間外に行うのは困難かと思えます。開館時間中の日常清掃についても協議のうえ可能との理解でよろしいでしょうか。	日常清掃の具体的な実施時間等の詳細は、入札公告の際にお示しします。
149	維持管理・運営	10	第2	6	(4)	イ	(ア)	施設清掃業務	日常清掃につきまして再委託先として市の承諾をいただくことにより構成企業からの再委託は可能との理解でよろしいでしょうか。 (厚生省健康政策局指導課長通知 平成5年2月15日指第14号「病院、診療所等の業務委託について」)	ご理解のとおりです。
150	維持管理・運営	11	第2	6	(4)	イ	(工)	ごみ処理業務	ゴミの処理費用は市負担でしょうか、それとも選定事業者負担でしょうか。(費用の事前想定が難しいため、市負担としていただく方が望ましいと考えます。)	処理費用(最終処分に係る費用等)は、市の負担となります。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
151	維持管理・運営	12	第2	7	(3)	イ	(ウ)	要求水準	植栽が台風等自然災害による想定を越える被害を受けた場合、撤去、植え替えにかかるコストは市の負担と考えてよろしいでしょうか。	実施方針のリスク分担表中の不可抗力リスク、施設損傷リスクの考え方に則り、詳細は入札公告の際にお示しします。
152	維持管理・運営	13	第2	8	(2)			業務の対象範囲	「敷地周辺」について、範囲をご提示願います。	敷地周辺については、明確な境界線の設定はありません。ただし、本施設の警備・保安上の問題の原因となり得る事象が敷地外の周辺で発生した場合には、選定事業者に必要な限り被害抑止等の対応をお願いしたいという趣旨です。
153	維持管理・運営	13	第2	8	(2)			業務の対象範囲	警備業務の対象範囲に本施設の敷地全体並びに敷地周辺、とありますが敷地周辺について具体的にお願いします。	質問No.152を参照してください。
154	維持管理・運営	14	第2	9	(3)	工		事業期間終了時の状態	事業終了時において「性能及び機能を満たす」ことが求められておりますが、「性能と機能」は、あくまでも提案時点のレベルであればよいと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
155	維持管理・運営	14	第2	9	(4)			大規模修繕	「大規模修繕は、選定事業者の業務範囲外とし、市が実施する」とのことですが、(2)で規定されている選定事業者が実施する修繕業務との区分をご教示ください。「市による大規模修繕は供用開始後16年目以降に実施する。」とのことから、15年目までの修繕は規模の大小に関わらず全て選定事業者が実施し、16年目以降の修繕は、建築物及び建築設備等を対象として全て市が実施すると考えてよろしいでしょうか。	供用開始後15年間は、要求水準書(案)7ページのロに示す大規模修繕を行う必要が生じないように適切な仕様の施設整備及び修繕業務等を実施することを選定事業者に求めます。また、16年目以降については、必要な修繕業務の実施を選定事業者に求めます。
156	維持管理・運営	14	第2	9	(4)			大規模修繕	「大規模修繕は、供用開始後16年目以降に市が実施する」とありますが、市が実施を判断される基準をご教示願います。	16年目以降に実施する大規模修繕については、提案時に各事業者へ提出を求める大規模修繕計画(当初計画)と要求水準書(案)に示す事業期間中の適切な時期に選定事業者へ作成・提出を求める大規模修繕計画(当初計画に基づき、実際の劣化状況等を反映した計画)を判断材料とします。
157	維持管理・運営	15	第3	1	(1)			業務の対象	講堂や会議室の設営について事業者側の負担は無いという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
158	維持管理・運営	15	第3	1	(2)	ウ	(ア)	業務担当者	「有資格者の選任」とありますが、P15-第3-1-(1)ア～キの業務対象の内、カ(医事)、キ(スタッフ)以外に法令および本要求水準書で、有資格者を必要とする業務はないと考えてよろしいでしょうか？	各事業者により判断して、適法かつ適切な人員体制によって全ての業務を実施してください。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
159	維持管理・運営	15	第3	1	(2)	ウ	(ア)	業務担当者	「運営業務総括責任者」については、要求水準を満たすことを前提として、常駐・非常駐の判断は、民間事業者任せにされると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
160	維持管理・運営	15	第3	1	(2)	ウ	(ア)	業務担当者	運営業務区分ごとに総合的に把握し調整を行う「業務責任者」は、要求水準を満たすことを前提として、他の業務責任者を兼務することも可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	維持管理・運営	15	第3	1	(2)	ウ	(ア)	業務担当者	運営業務の業務担当者については、要求水準を満たすことを前提として、配置人数及び常駐の是非は、民間事業者の提案に任せると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
162	維持管理・運営	16	第3	1	(2)	ウ	(ウ)	運営業務に関する費用の負担	光熱水費は市の負担とありますが、通信費（電話代、郵便料等）は光熱水費に含まれますか。（費用の事前想定が難しいため、光熱水費に含んで市の負担としていただく方が望ましいと考えます。）	本PFI事業の事業範囲となる業務を行うために要する光熱水費は原則、市の負担となりますが、詳細については、要求水準書(案)に示すとおりです。なお、本事業に係る電話代と郵便料については市の負担となります。
163	維持管理・運営	16	第3	1	(2)	ウ	(エ)	その他	「構成企業及び協力企業以外の者に本施設の運営業務を委託してはならない」とありますが、業務の一部を構成企業又は協力企業から第三者に再委託することは可能だと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
164	維持管理・運営	17	第3	2	(1)			業務の目的	「地域療育センター（仮称）利用者のみを対象とした診察受付を別途整備し、医事受付業務の実施」とありますが、別紙3 諸室整理票記載の「総合受付兼事務室 G-1」での受付は市職員が行うものであり、当該業務の対象外であると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 あわせて、別紙3に記載の「診察受付（H-11）」について参照してください。
165	維持管理・運営	17	第3	2	(3)	ア		総合受付案内業務	総合受付ということは、接客対応サービスを求めている、保健所やセンター等がそれぞれの受付が別に設定されており、各受付の取次ぎ業務の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	維持管理・運営	17	第3	2	(3)	ア		総合受付案内業務	保健所等の各事業の申請受付、相談業務は各部署担当が行い、総合受付ではその対応はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	維持管理・運営	17	第3	2	(3)	ア		総合受付案内業務	繁忙期があるでしょうか。	3～4月 免許申請関係（230件程度） 6月上旬 調理師試験願書受付（100件程度） 6月中旬から8月中旬 特定疾患継続申請受付（1日平均30人、最大1日50人受付） 11月 麻薬関係事務（400件程度） 12月～3月 母子保健に関しては、小児慢性特定疾患の継続申請や不妊治療費助成の申請（300件程度）

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
168	維持管理・運営	17	第3	2	(3)	ア		総合受付案内業務	外線電話の問合せ対応はないと理解していますがよいでしょうか。	総合受付案内業務に関しては、ご理解のとおりです。
169	維持管理・運営	17	第3	2	(3)	ア		総合受付案内業務	年間行事予定は毎年いつ決定されるのでしょうか？また、いつ事業者に連絡いただけるのでしょうか？	概ね前年度2月中に決定し速やかにお知らせします。
170	維持管理・運営	17	第3	2	(3)	ア		総合受付案内業務	各部署に代表電話は設置されるのでしょうか？職員ごとにダイヤルインとなるのでしょうか？	基本的にグループ単位のダイヤルインを予定しています。また、一部、代表電話となる部署を予定しています。
171	維持管理・運営	17	第3	2	(3)	ア		総合受付案内業務	年間月別の想定来館者数を教えて頂けますでしょうか？また、現保健所・保健センターの来館者数の実績も教えて頂けませんでしょうか？	来館者数については、別紙3の主な開催事業及び保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備基本計画に示す年間利用者数を参照してください。
172	維持管理・運営	18	第3	2	(3)	イ	(イ)	公金収納業務	「検査区分をレジ入力」とありますが、レジスターが指定されるのでしょうか？市は別途レジを使用されるのでしょうか？	前段については、市が指定するレジスターを使用していただくことになります。後段については、ご理解のとおりです。
173	維持管理・運営	18	第3	2	(3)	イ	(イ)	公金収納業務	「記載された料金区分、検査区分をレジ入力し、納入金額を利用者等に口頭で伝えたいえ、収納する」とありますが、別紙5備品一覧表にレジの記載はございません。レジは市で用意いただけると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
174	維持管理・運営	18	第3	2	(3)	イ	(イ)	公金収納業務	「記載された料金区分、検査区分をレジ入力し、納入金額を利用者等に口頭で伝えたいえ、収納する」とありますが、レジに関わる消耗品（紙等）は、市でご負担いただけると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
175	維持管理・運営	18	第3	2	(3)	イ	(ウ)	公金収納業務	「豊橋市予算決算会計規則」の内容をお示ください。	豊橋市ホームページを参照してください。 (http://www2.city.toyohashi.aichi.jp/d1w_reiki/reiki.html)
176	維持管理・運営	18	第3	2	(3)	イ		公金収納業務	公金収納業務について、市の口座へ納付までの手数料保管に関する運営ルールをお示ください。	終業時にレジ精算後、市が用意する金庫に保管し翌日最寄の金融機関に払い込むこととします。
177	維持管理・運営	18	第3	2	(3)	イ		公金収納業務	公金収納業務は、検査検体件数の変動によって、業務量が影響を受けます。当該件数については、市から一定の基準が提示され、これを超えた場合はサービス対価の見直しについて協議が行われると理解してよろしいでしょうか？	当初予定の人員に対して増加若しくは減少が必要となる等の影響が出た場合には、サービス対価の見直しについて協議します。
178	維持管理・運営	18	第3	3				時間外電話等対応業務	「時間外電話等対応業務」は、業務の性格を鑑み、維持管理業務の「警備業務」と読み替えることは可能でしょうか？	不可です。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
179	維持管理・運営	18	第3	3	(2) (3)			業務の対象範囲 要求水準	休日夜間急病診療所と休日等歯科診療所については、時間外電話等対応業務は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	維持管理・運営	19	第3	4	(2)			業務の対象範囲	郵便物発送及び整理業務については、発送数の変動によって、業務量が影響を受けます。当該発送数については、市から一定の基準が提示され、これを超えた場合はサービス対価の見直しについて協議が行われると理解してよろしいでしょうか？	当初予定の人員に対して増加若しくは減少が必要となる等の影響が出た場合には、サービス対価の見直しについて協議します。
181	維持管理・運営	19	第3	4	(2)			業務の対象範囲	郵便物発送及び整理業務について、業務担当者の執務スペースは、別紙3 諸室整理票の事務室等の規模に盛り込まれていると理解してよろしいでしょうか？それとも、民間事業者が別途スペースを設ける必要があるのでしょうか？	別紙3の事務室等の規模に盛り込まれています。
182	維持管理・運営	19	第3	4	(2)			業務の対象範囲	郵便物発送及び整理業務について、業務担当者の執務スペースは、別紙3 諸室整理票のF-1及びF-1の両室に設けられると考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	維持管理・運営	20	第3	4	(2)			業務の対象範囲	表の凡例として「市職員への協力」とありますが、どの程度の業務量が求められるかが不明確です。業務量を把握できるよう、「協力」の内容をもう少し具体的にお示しください。	例えば、市職員との読み合わせで打ち出し内容の確認、市庁舎に向いて、折り機にかけて調査用紙等の紙折り、他課の契約している派遣社員とともに調査用紙等を封緘機による封入、後納と市内特別を分けて発送、発送枚数を記録するなどの業務を想定しています。
184	維持管理・運営	21	第3	4	(3)	ア	(ア)	郵便物発送及び整理業務	郵便物発送の対象者リストはデータでいただけるのでしょうか？データを保管する市の標準媒体は何でしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。後段については、フロッピーディスク、MO等です。
185	維持管理・運営	21	第3	4	(3)	ア	(ア)	郵便物発送及び整理業務	宛名シールの打ち出しとはがき及び封筒への宛名等の印刷とは同じ宛名に対して、シールと封筒を双方作成するということですか？	郵便物の種類により、宛名シールを打ち出すもの、はがきや封筒にそれぞれ宛名を印刷するものがあるということです。
186	維持管理・運営	21	第3	4	(3)	ア	(ア)	郵便物発送及び整理業務	郵便物発送及び整理業務について、データを入力するパソコンは市が用意されるものと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
187	維持管理・運営	22	第3	4	(3)	イ	(ア)	本施設内の郵便配送業務	「本施設」には、休日夜間診療所、地域療育センター（仮称）も含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
188	維持管理・運営	22	第3	4	(3)	イ	(ア)	本施設内の郵便配送業務	「郵便物集積場所」は、本施設に1か所設ければよいと理解してよろしいでしょうか？	保健センター内に1か所設けてください。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
189	維持管理・運営	22	第3	4	(3)	イ	(ア)	本施設内の郵便配達業務	「郵便物集積場所」の位置は、民間事業者の提案に任せると理解してよろしいでしょうか？	事務室等の適切な場所に設置してください。
190	維持管理・運営	22	第3	4	(3)	イ	(イ)	本施設内の郵便配達業務	「宛先に該当する部署等に配布すること。」とありますが、「部署等」を具体的にご提示願います。	本施設内の市の各課等（例：保健予防課）となります。
191	維持管理・運営	22	第3	4	(3)	イ	(イ)	本施設内の郵便配達業務	「宛先に該当する部署等に配布すること。」とありますが、収集同様に、「郵便物集積場所」まで配布すればよいものと理解してよろしいでしょうか？	個々の宛先に該当する部署等まで配送してください。
192	維持管理・運営	22	第3	4	(3)	イ		本施設内の郵便配達業務	レターケースなどの利用で職員の方が引き取りに来て頂けるのでしょうか？ また、地域療育センター（仮称）への郵便物もここに含まれるのでしょうか？	前段については、質問No.191を参照してください。 後段については、ご理解のとおりです。
193	維持管理・運営	22	第3	4	(3)	イ		本施設内の郵便配達業務	郵便物の配達時間は何時から何時頃迄に配達されるかを教えて下さい。	日本郵政公社等による通常の配達時間となると考えます。
194	維持管理・運営	22	第3	5	(2)			業務の対象範囲	データ入力業務については、健診の受診者数の変動によって、業務量が影響を受けます。当該受診者数等については、市から一定の基準が提示され、これを超えた場合はサービス対価の見直しについて協議が行われると理解してよろしいでしょうか？	当初予定の人員に対して増加若しくは減少が必要となる等の影響が出た場合には、サービス対価の見直しについて協議します。
195	維持管理・運営	24	第3	5	(3)	ア	(ア)	データ入力業務	「本施設内の各担当部署に出向いて行う」とありますが、各担当部署の具体名及び使用できるパソコン台数をご教示願います。	要求水準書（案）22ページの表に示した保健予防課（母子保健センター）が担当するデータ入力業務について5台程度のパソコンを使用して行う予定です。
196	維持管理・運営	24	第3	5	(3)	ア	(エ)	データ入力業務	「豊橋市健康管理支援システム実施手順書」の内容をお示しください。	内容はセキュリティポリシーに関するもので非公開のため、現時点で提示はできません。
197	維持管理・運営	24	第3	5	(3)	ア	(オ)	データ入力業務	「豊橋市個人情報保護条例」の内容をお示しください。	豊橋市ホームページを参照してください。 (http://www2.city.toyohashi.aichi.jp/d1w_reiki/reiki.html)
198	維持管理・運営	24	第3	5	(3)	ア		データ入力業務	入力データは、市の職員が入力場所に搬入して頂けるのでしょうか。また、入力済のデータも職員が搬出して頂けると考えて良いでしょうか。	選定事業者の職員が本施設内の各担当部署に出向いて入力していただきます。要求水準書（案）に示すとおりです。
199	維持管理・運営	24	第3	5	(3)	イ	(ア)	個別事業受付業務	「受付窓口を設置し」とありますが、設置する位置は、民間事業者の判断に任せると理解してよろしいでしょうか？	市と協議し設置する位置を決定することになります。各事業を実施する部屋の入口等にコーナー（机等）を設置することを想定しています。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
200	維持管理・運営	24	第3	5	(3)	イ	(ア)	個別事業受付業務	個別事業受付業務に於けるa.b.cそれぞれの受付窓口時間を教えて下さい。	a. 9:00~10:50 b.12:50~14:00 c.12:50~14:00
201	維持管理・運営	24	第3	5	(3)	イ	(ア)	個別事業受付業務	対象者の受付・案内・資料の配布と有りますが「資料の配布」に於ける資料は、市にて準備して頂けると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	維持管理・運営	25	第3	6	(2)			業務の対象範囲	情報提供業務に関わる、機器等のハードの調達・設置は、当該業務の範囲には含まれないと理解してよろしいでしょうか？	別紙5を参照してください。
203	維持管理・運営	25	第3	6	(2)	ア		情報提供業務	ホームページの作成・更新は、必ずしも本施設内で行う必要はないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
204	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(ア)	地域療育センター(仮称)のホームページ	市への原稿提出に於ける電子データ形式は、HTML形式で出させて頂く事でよろしいでしょうか。また、更新作業は、市にて作業をして頂けるとの事でよろしいでしょうか。	前段については、電子データの提出は不要です。選定事業者により電子データを保管してください。 後段については、選定事業者により更新作業をしてください。 要求水準書(案)を変更し、地域療育センター(仮称)のホームページの保守管理・運営については、全てPFI事業の業務範囲とします。
205	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(ア)	地域療育センター(仮称)のホームページ	市への原稿提出に於ける電子データの記憶媒体は、事業者任せにいただけるのでしょうか。	質問No.204を参照してください。
206	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(ア)	地域療育センター(仮称)のホームページ	地域療育センター(仮称)のホームページについて、「定期的にコンテンツ内容を更新し」とありますが、更新の頻度をご教示いただけますでしょうか。	更新頻度は原則として月1回程度を想定していますが、緊急度の高い内容については随時、更新していただくこととなります。
207	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(ア)	地域療育センター(仮称)のホームページ	サーバは、市が所有しているものを使用するのでしょうか。また、既存サーバを使用するのであれば、供用開始予定時点でのサーバのスペックを教えてください。	サーバ等のハードを含め、ホームページの作成・更新に必要なものは全て選定事業者の費用負担により準備してください。
208	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(ア)	地域療育センター(仮称)のホームページ	「診療週間予定表等」の作成に必要な管理ソフトをサーバーにインストールする事は可能でしょうか。	事業者の提案事項です。
209	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(ア)	地域療育センター(仮称)のホームページ	地域療育センターwebサイトのドメイン取得は市が行うということでしょうか？	選定事業者の費用負担により取得してください。
210	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(ア)	地域療育センター(仮称)のホームページ	事業期間内においてweb環境がどの様になっていくのか予測がつかない為、適宜、リニューアルの必要性が高まった場合は、市と協議させて頂くという事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
211	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(イ)	とよはし元気ネット	とよはし元気ネットについて、「定期的に最新情報を更新し」とありますが、更新の頻度をご教示いただけませんか。	新規・修正ともに月平均2～3件です。ただし、4・5月は情報修正作業が多く、月に10件程度です。
212	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(イ)	とよはし元気ネット	「定期的な最新情報に更新」とありますが現状の「とよはし元気ネット」の更新頻度と更新時のボリュームの詳細を教えてください。	更新の頻度については、質問No.211を参照してください。 なお、作業ボリュームは、入力フォーム(様式)に従い行う、変更部分(例えば、文字の訂正等)や新しい情報の入力等の作業となり、アップロード作業については市が行います。
213	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(イ)	とよはし元気ネット	「定期的な最新情報に更新」とありますがサイトのリニューアルは含まれていると考えてよいのでしょうか。	CGIプログラムを変更するものではなく、掲載内容を変更する程度の範囲内のものです。
214	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(イ)	とよはし元気ネット	「保健所・保健センターの開館日には、本サイトへの問い合わせメールを市職員に報告」とあるが、報告方法は提案に任せられると考えてよいでしょうか?	メールの内容がわかる方法で適切に報告してください。
215	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(イ)	とよはし元気ネット	「とよはし元気ネット」のサーバーのスペックを教えてください。	入札公告の際にお示しします。
216	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(イ)	とよはし元気ネット	「とよはし元気ネット」のサーバーにインストールされている動作ソフトの一覧を教えてください。	入札公告の際にお示しします。
217	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(イ)	とよはし元気ネット	「とよはし元気ネット」のサーバーに動作ソフトの追加インストールをする事は可能でしょうか。	入札公告の際にお示しします。
218	維持管理・運営	25	第3	6	(3)	ア	(イ)	とよはし元気ネット	「ホームページ上へのアップロード作業等については市が行う」とありますが事業者が作成したアップデータは、市が更新処理をして頂けるとの事によろしいでしょうか。また、その際の細かな画面上の構成処理も行って頂けるとの事によろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	維持管理・運営	26	第3	6	(3)	ア	(ウ)	情報の提供	第3 6 (3) ア (ア)及び(イ)に示されたホームページへの情報提供業務は、(ウ)に記載の通り、市職員から事前に提供いただく情報を掲載すればよく、選定事業者が独自に情報収集作業をする必要はないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
220	維持管理・運営	26	第3	6	(3)	ア	(工)	費用負担	「サーバー保守管理等の運営費用は市が負担」とありますが、この保守管理の内容を具体的に教えて頂けますでしょうか。	とよはし元気ネットに関し、市が行うサーバーの保守管理の主な内容は、以下の項目となります。 ・サーバー設定変更時等におけるプログラム動作チェック。 ・誤作動によってホームページに不具合が発生した場合等緊急時における運営者への操作指導。 ・その他正常に運用するための調整。 なお、地域療育センター（仮称）のホームページについては、質問No.204から210を参照してください。
221	維持管理・運営	26	第3	6	(3)	イ	(工)	情報コーナー運営・管理業務	市の書籍保管規定による保管期間の規程はあるのでしょうか？（一般誌・専門誌）また、一般誌・専門誌の購入費用は、市が負担して頂けるとの事によろしいでしょうか。	前段については、規程はありません。後段については、選定事業者の費用負担となります。
222	維持管理・運営	26	第3	6	(3)	イ	(工)	情報コーナー運営・管理業務	書籍のバックナンバー保管期間は、どのくらいを考えておけばよろしいでしょうか。（一般誌・専門誌）	概ね1年を想定しています。
223	維持管理・運営	26	第3	6	(3)	イ	(工)	情報コーナー運営・管理業務	「健康関連の雑誌を月10種類程度、その他書籍等（ビデオ、DVDも可とする。）を年20冊程度購入し」とありますが、購入費用は、その都度市にお支払いいただけるのでしょうか？	質問No.221を参照してください。
224	維持管理・運営	26	第3	6	(3)	イ	(工)	情報コーナー運営・管理業務	「健康関連の雑誌を月10種類程度、その他書籍等（ビデオ、DVDも可とする。）を年20冊程度購入し」とありますが、これらの所有権は市に帰属すると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
225	維持管理・運営	26	第3	6	(3)	ウ	(イ)	施設パンフレット作成・配布業務	事業者は最初の1万部を作成するのみで、その後の増刷は市負担と考えてよいでしょうか？（当該業務は、供用開始前に一度のみ行うのものと考えてよいでしょうか？）	ご理解のとおりです。
226	維持管理・運営	26	第3	6	(3)	ウ	(工)	施設パンフレット作成・配布業務	施設パンフレット作成費用は、民間事業者の負担になるのでしょうか？この場合、（工）で言及されている増刷は市が行うため、民間事業者の負担ではないと考えてよろしいでしょうか？	前段については、選定事業者の費用負担となります。後段については、ご理解のとおりです。
227	維持管理・運営	27	第3	7	(1)			業務の目的	医療事務業務は、地域療育センター（仮称）のみが対象で、休日夜間急病診療所の業務は対象外であり、関連性も一切ないものと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、医療事務業務は、地域療育センター（仮称）に係るものです。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
228	維持管理・運営	27	第3	7	(2)			想定利用者数	「地域療育センター（仮称）の医療部門の利用者数は1日当たり120人程度」とあるため、これに基づいて業務量及び運営費を試算することになりますが、もし実際の利用者数がこの想定数を上回り、運営費が当初見込みより増大した場合、そのリスク分担は市と考えてよろしいでしょうか。	当初予定の人員に対して増加若しくは減少が必要となる等の影響が出た場合には、サービス対価の見直しについて協議します。
229	維持管理・運営	27	第3	7	(2)			想定利用者数	医療事務業務については、患者数の変動によって、業務量が影響を受けます。当該患者等については、120人程度/日を基準として、これを超えた場合はサービス対価の見直しについて協議が行われると理解してよろしいでしょうか？	質問No.228を参照してください。
230	維持管理・運営	27	第3	7	(2)			想定利用者数	想定利用者数は「1日当たり120人程度」とされていますが、利用者全員が医療費を支払われると考えてよろしいでしょうか？	自己負担が必要な方のみ徴収することとなります。
231	維持管理・運営	28	第3	7	(3)			業務の対象範囲	カルテ庫管理は、市ということよろしいでしょうか。	診療等に必要カルテの出し入れは選定事業者の業務範囲です。
232	維持管理・運営	28	第3	7	(3)			業務の対象範囲	改定の影響調査の項目指定は、あるのでしょうか。	特段の指定はありません。
233	維持管理・運営	28	第3	7	(3)			業務の対象範囲	マスタ修正支援とは具体的に誰に対する支援で、具体的に何をするのかお示してください。	マスターデータの修正に係る入力補助や入力結果の確認チェック、並びにデータ変換等の具体作業を想定しています。
234	維持管理・運営	28	第3	7	(3)			業務の対象範囲	メインのマスタ修正はどこが行うのかお知らせください	システムのメインマスターデータの修正は、市又は別途市が指定する者が実施する予定です。
235	維持管理・運営	28	第3	7	(3)			業務の対象範囲	システムの保守契約はどのように考えておられるのかお知らせください	選定事業者が独自で導入するシステムがある場合には、選定事業者の負担で保守を実施ください。
236	維持管理・運営	28	第3	7	(3)			業務の対象範囲	カルテ等の備品や事務消耗品は選定事業者の負担となるのかお知らせください	カルテ等の備品類は、市の負担としますが、選定事業者が使用する事務消耗品は選定事業者の負担とします。
237	維持管理・運営	28	第3	7	(3)			業務の対象範囲	表内に「つり銭準備・収納金保管」とありますが、民間事業者が保管する期間をご教示願います。	入札公告の際にお示しします。
238	維持管理・運営	28	第3	7	(3)			業務の対象範囲	表内に「収納金の運搬」とありますが、どこからどこまで、いつ運搬するのでしょうか？	入札公告の際にお示しします。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
239	維持管理・運営	28	第3	7	(3)			業務の対象範囲	表内の病院情報システム障害時の対応について、「(窓口支援)」とありますが、システム障害への対処及びその復旧は、業務の対象外と理解してよろしいでしょうか？	事業者が自ら導入したシステム及び係るシステムに起因した障害については、事業者対応とし、それ以外のご理解のとおり、市の対応とします。
240	維持管理・運営	28	第3	7	(3)			業務の対象範囲	表内に「マスタ修正支援」について、「修正」自体は、業務対象外と理解してよろしいでしょうか？「支援」の内容を具体的にご教示願います。	修正支援については、質問No.233及び234を参照してください。
241	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	ウ	(ア)	収納業務	つり銭準備金は、市で準備していただけるということによろしいでしょうか。	選定事業者で準備願います。
242	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	ウ	(ア)	収納業務	つり銭の過不足が出た場合の処理は、市より補充していただけるのでしょうか。	選定事業者で準備願います。
243	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	ウ	(ア)	収納業務	収納金に対する受託責任は事業者に発生するのでしょうか？	収納金の授受、保管その他の収納窓口・整理業務の責任は選定事業者の負担となります。
244	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	ウ	(ウ)	収納業務	未収金について「督促等の事務的補助」の具体的内容をお示しください。	窓口での払い忘れ等の軽微なものを含め、督促対象者のリストアップや督促後の状況記録の管理を想定しています。
245	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	ウ	(ウ)	収納業務	「未収金に対して、公正に督促等の事務的補助を行うこと」とありますが、未収金については、市が債権を有し、未収金の回収責任は、市が負うものと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
246	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	ウ	(ウ)	収納業務	「未収金に対して、公正に督促等の事務的補助を行うこと」とありますが、「事務的補助」の内容をご教示願います。	質問No.244を参照してください。
247	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	工		診療報酬請求業務	精度調査の実施時期の指定がありましたらお示しください。	レセプトを作成した段階で毎月1回を想定しています。
248	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	工		診療報酬請求業務	レセプトの返戻等が発生した場合の処理ルーチンがありましたらお示しください。	レセプトとカルテをチェックし、正しい保険情報、診療内容により再請求を想定しています。
249	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	工		診療報酬請求業務	業務量を把握する為、PFI期間の年毎のレセプト枚数の伸長率の予測値の開示を希望します。	提案に際しては、伸長率を考慮しないで提案を作成してください。
250	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	工		診療報酬請求業務	業務量を把握する為、PFI期間の日毎の想定利用者数の伸長率の予測値の開示を希望します。	提案に際しては、伸長率を考慮しないで提案を作成してください。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
251	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	工		診療報酬請求業務	レセプト提出の市の指定する期日はいつですか（年間スケジュールがあるのであればお示ください。）	締切日の2日前を想定しています。
252	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	工		診療報酬請求業務	医療事務について、業務担当者の配置等、実施体制は民間の提案に任せられると考えてよいですか？	要求水準を満たすことを前提として、ご理解のとおりです。
253	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	力		医事統計作成業務	その他各種統計の作成・分析と在りますが、その他各種とは具体的にどのようなものでしょうか。（現在作成されている統計および分析データをお示ください。）	その他の各種統計とは、現時点でお示しすることは困難ですが、利用者及び利用内容に関する経時的变化を統計及び分析したものを想定しています。供用開始前に選定事業者と協議の上決定したいと考えております。
254	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	キ		診療報酬改定対応業務	診療報酬改定時のプログラム変更手配及び、立会いは市が実施して頂けるとの事によろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、選定事業者が自ら導入したシステムに関しては、この限りではありません。
255	維持管理・運営	29	第3	7	(4)	キ		診療報酬改定対応業務	診療報酬改定時の医事会計システムのプログラム変更による変更点の教育は、市が事業者に行うということによろしいでしょうか。	原則、ご理解のとおりですが、市の指定する者になる場合があります。
256	維持管理・運営	30	第3	7	(4)	コ	(ア)	医療事務業務担当者	有資格者を選任となっているが、全ての職員に対して資格が必要かお知らせください。	事業者の提案事項ですが、必要十分と思われる提案を期待しています。
257	維持管理・運営	30	第3	7	(4)	コ	(ア)	医療事務業務担当者	診療報酬請求事務能力認定試験の有資格者の業務担当者数は、事業者が判断できると考えてよいでしょうか？	質問No.256を参照してください。
258	維持管理・運営	30	第3	7	(4)	コ	(ア)	医療事務業務担当者	有資格者の人数及び常駐・非常駐の判断は、要求水準を満たすことを前提として、民間事業者の提案に任せられると理解してよろしいでしょうか？	事業者の提案事項ですが、必要十分と思われる提案を期待しています。
259	維持管理・運営	30	第3	7	(4)	コ	(イ)	医療事務業務担当者	機種及び台数の詳細をお知らせください（備品一覧に記載されていません）	現時点では未決定です。開院前に機種及び台数については選定事業者と協議します。
260	維持管理・運営	30	第3	7	(4)	コ	(イ)	医療事務業務担当者	医事会計システムのメーカーは、決まっているのでしょうか。また、電子カルテシステムを採用されるのでしょうか。	診療報酬計算システムのメーカーは、現時点では未決定です。電子カルテに関しては、検討中であり、現時点ではお答えできません。
261	維持管理・運営	30	第3	7	(4)	コ	(イ)	医療事務業務担当者	医事会計システムの使用台数は、何台になるのでしょうか。	現在検討中のためお答えできません。
262	維持管理・運営	30	第3	7	(4)	コ	(イ)	医療事務業務担当者	「医事会計システムの操作等、業務に必要なIT技術」とありますが、システムの変更等は、民間事業者の業務対象外と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
263	維持管理・運営	30	第3	7	(4)	コ	(イ)	医療事務業務担当者	「医事会計システム等の軽微な不具合・トラブル」への対応について、市より対応マニュアルを頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	維持管理・運営	30	第3	7	(4)	サ	(イ)	緊急時の対応	現在、市が採用している災害時の対応マニュアルは、公開されるのでしょうか。また市がマニュアルを更新した場合には市から適宜、情報をいただけるということでしょうか。	災害時の対応マニュアルについては、選定事業者へ公開する予定です。また、マニュアルを更新した場合には、適宜、情報を提供します。
265	維持管理・運営	30	第3	7	(4)	サ	(イ)	緊急時の対応	「・・・システム障害等の事故発生時・・・」とありますが、システム障害への対処及び復旧は、民間事業者の業務の対象外と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
266	維持管理・運営	30	第3	8				レストラン等運営業務	運営期間が20年と長期にわたりますので、事業期間中にリニューアル(改装)が発生した場合、建物の改装は許可していただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
267	維持管理・運営	30	第3	8				レストラン等運営業務	事業期間終了後、レストランは市に現状引渡しとなるのでしょうか。	入札公告の際にお示しします。
268	維持管理・運営	30	第3	8	(1)			業務の目的	本施設内では、民間事業者の運営する物販スペース以外で物販が行われることはありませんでしょうか？	予定はありません。
269	維持管理・運営	30	第3	8	(3)	イ		運営方式	光熱水費を含む費用は事業者負担とありますが、電力/ガス/水道等の引き込みは本施設とは別系統として計画するのでしょうか。もしくは本施設から供給を受け、計量メーター等で精算をするのでしょうか。	提案にお任せしますが、本施設から供給を受ける場合は、費用精算のために、選定事業者により個別の計量メーターを設置していただく必要があります。
270	維持管理・運営	30	第3	8	(3)	イ		運営方式	レストラン等のスペースについては、民間事業者が市から使用貸借するものと考えますが、民間事業者が運営企業に当該スペースを転貸することは可能だと理解してよろしいでしょうか？また、運営企業が更に当該スペースを第三者に転貸してもよろしいでしょうか？	レストラン等のスペースは、選定事業の用に供するため、行政財産として市が貸し付けることとなりますが、転貸はできないと解釈されます。選定事業者が担うのは、あくまでレストランの運営業務となり、受託業務の再委託に関しては、適用法令に反しない範囲で、一定の条件で認めることとしています。
271	維持管理・運営	30	第3	8	(3)	ウ		事業破綻等の際の措置	「レストラン運営業者(委託先等)が事業破綻等により撤退を余儀なくされた場合、選定事業者は、速やかに代替のレストラン業者を充当し、3か月以内にレストラン等のサービスを再開すること」とありますが、3か月以内に再開できなかった場合はどのような措置を想定されていますか。モニタリングによる減額対象となるのでしょうか。また、3か月以内に再開できた場合は特にペナルティは無いと考えてよろしいでしょうか。	入札公告の際にお示しします。

要求水準書(案)への質問・回答

No.	文書	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
272	維持管理・運営	30	第3	8	(3)	ウ		事業破綻等の際の措置	3か月以内に代替のレストラン業者が充当できずレストラン等のサービスを再開できなかった場合、事業者の事由による事業契約の解除になるのでしょうか。	入札公告の際にお示しします。
273	維持管理・運営	31	第3	8	(3)	オ	(オ)	その他留意点	物販スペースで扱う品目の選定は、民間事業者の提案に任されると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、本施設のサービス内容と整合し、利用者の利便性の向上に資する品揃えとしてください。
274	維持管理・運営	31	第3	8	(3)	オ	(オ)	その他留意点	物販の品揃えについては、要求水準を満たすことを前提として、民間事業者の提案に任されると理解してよろしいでしょうか？	質問No.273を参照してください。
275	維持管理・運営	31	第3	8	(3)	オ	(カ)	その他留意点	炊き出しへの協力につきまして、レストランの器材で出来る範囲で行うという解釈でよろしいでしょうか？また、災害時に備え事業者が負担すべきもの（作業員、食材、器材等）の基準があればお示しください。	前段については、選定事業者に過度のコスト負担が発生するような協力を無償で要求するものではありません。後段については、現時点で具体的な要求事項等はありません。
276	維持管理・運営	31	第3	8	(3)	オ	(カ)	その他留意点	「災害発生時に炊き出しへの協力をすること」とありますが、炊き出しの想定量をご教示願います。	現時点で具体の想定量はありません。あわせて、質問No.275を参照してください。
277	維持管理・運営	-							医療その他施設で使用いたしますリネン類は業務範囲に含まれますでしょうか。含まれる場合その内容をお示し願います。またリースにて調達は可能でしょうか。	含まれません。
278	維持管理・運営	-							会議室等の外部への貸し出しの場合は民間事業者が利用料金を徴収する必要がありますでしょうか。	昼間については公金収納業務に含まれますが、夜間は徴収を想定していません。
279	維持管理・運営	-							本施設は特殊建築物に該当いたしますでしょうか。また、該当する場合は建築設備の定期検査及び特殊建築物の定期調査報告の必要がありますでしょうか。	前段については、病院・診療所機能を有する保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）は特殊建築物となります。後段については、500㎡以上の病院機能を有する場合及び3階建以上で事務所機能を有する場合等は、定期検査及び報告の義務があります。詳細については、各事業者にて関連法規を確認の上、提案書の作成及び業務の実施を行ってください。